

養企第297号

令和4年9月29日

養老町行財政改革推進審議会

会長 曾根孝仁 様

養老町長 大橋 孝



諮問書

養老町行財政改革推進審議会設置条例第2条の規定により、下記の事項について意見を求めます。

記

1. 諮問事項

次期養老町行政経営改革プランの策定について

2. 諮問理由

本町では、平成12年の「行政改革大綱」の策定以降、行財政改革に取り組んできました。平成30年度策定の「第2次養老町行政経営改革プラン」では、基本理念である「住民視点からのさらなる行政経営改革」に基づき、最小の経費で最大の効果を挙げるため、「行政を経営する」という視点から行財政改革を進めてまいりました。

しかしながら、本町の人口は依然として減少傾向が継続しており、このような状況の中で持続可能な行政経営を実現し、「養老町まちづくりビジョン」に掲げる施策を着実に実行していくためには、引き続き、限られた財源の中で、部局の枠を越えた全庁横断的な行政サービスの全体最適化を目指すとともに、これまでの手法にとらわれない、柔軟な考え方のもと、行財政改革を進めていく必要があります。

つきましては、引き続き、将来にわたって町民のニーズに応えることができ、持続可能な行財政運営を実現させる指針となる次期養老町行政経営改革プランを策定するため、貴審議会の意見を求めます。